

「紛争の解決について思うこと」

公害等調整委員会委員 のなか 野中 ともこ 智子

〔 弁護士（元司法研修所教官） 〕

今年、弁護士として30年目、公害等調整委員会の委員として10年目（再任後の任期の最終年）を迎えている。弁護士としては一方当事者の代理人として長らく紛争の解決（多くは民事事件）に関わってきたし、公害等調整委員会の委員としては両当事者の主張を踏まえて判断を示す裁定委員の立場という貴重な経験の機会を与えていただいている。

このように長いこと紛争に関わってきて、最近感ずるのは、話し合い（和解・調停）が難しくなっているのではないかということである。公害等調整委員会においては、「都市型・生活環境型」公害、とりわけ近隣紛争的な事件が増えている傾向にあり、裁定委員会としては、柔軟な解決の可能性のある調停を成立させることが有効適切な紛争の解決になると考えても、当事者の合意に至らないこともある。

元来紛争というものは、一方当事者だけに全責任があるような事案は少なく、大抵は、どちらにも少しずつ問題があって引き起こされることが多い。それゆえ、100か0かという解決になってしまう判決や裁定（例外として一部認容もあるが。）よりも、双方の問題性とその程度を考慮したうえでの和解や調停による柔軟な解決が望ましい事案の方が多い。しかし、そのような解決を図るためには、互いに譲歩し妥協することが必要となる。

この譲歩や妥協という態度が示されることが最近は少なくなっているように感ずる。なぜだろうと考えてみる。

まず思い当たることは、昨今はインターネットにより様々な情報を得られるようになってきていることである。本来、様々な情報は、より良き紛争の解決に生かされるはずだと思うのだが、どうも様々な情報の「いいとこどり」をして自分の主張に固執する人が増えているように思われる。法律についていえば、一部分を切り取っただけでは正しい理解とならないこともあるのに、一部分だけを断片的に組み立て、自分の主張は完璧だと強気一辺倒の人もある。このように、誰もが様々な情報を入手しやすくなってきたという状況にあって、譲歩や妥協による紛争の解決が遠のいてしまうというのは何とも残念なことである。

それから、人の心に余裕がなくなっているのかもしれないと思うこともある。一度紛争と

いう形で顕在化してしまうと、双方の当事者とも思い通りの解決を実現することが困難になることを踏まえ、より良き落としどころを模索することが大事なのだが、そのためには、物事や立場を相対化して捉えることが重要である。しかし、紛争の当事者は、その紛争に意識が集中してしまうため視野狭窄に陥りがちで、心に余裕がなく、物事や立場を相対化して捉えることが困難であることが多い。このような状態にある人に対し、どのような働きかけができるのかと、試行錯誤の日々を続けている。

紛争のより良き解決は難しい。



左の写真は、最近、エスコンフィールド HOKKAIDO に行った際のものです。私は大学生までバドミントンをしていました。当時はアスリートだったのですが、弁護士になってからは運動不足の一途です。今では、もっぱらスポーツ観戦を楽しんでいます。時間が許せば、スポーツ番組はジャンルを問わず何でも見ます。

右の写真は、司法研修所教官時代のクラス旅行（奈良の寺巡り）の際に教え子たち（参加者の一部）と撮影したものです。仏像好きの私は、素人ながら、マイクロバスの中で飛鳥・白鳳・天平の仏像の様式について解説しました。（野中）

次回、機関誌「ちょうせい」第 119 号（令和 6 年 11 月）では、大橋洋一委員（学習院大学専門職大学院法務研究科教授）によるエッセイを予定しております。